

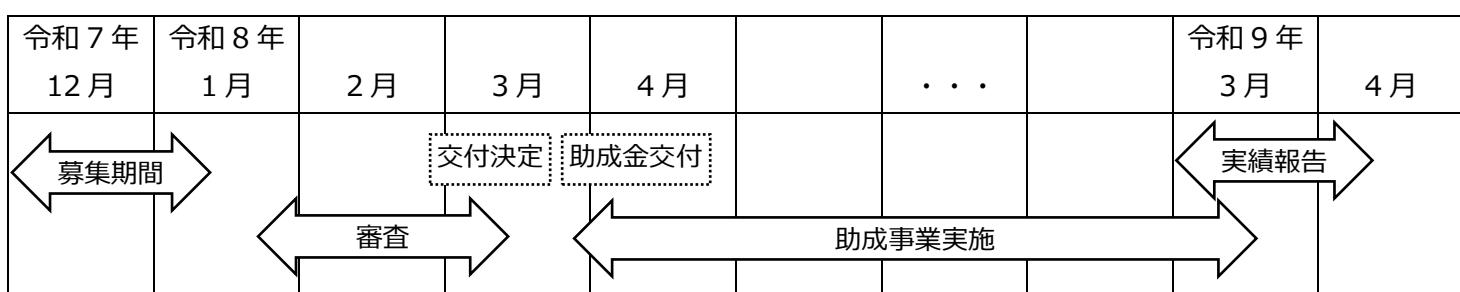
地域福祉活動団体助成

市内の地域福祉活動の充実を目的に
支えあいやボランティア活動を応援します！

誰もが安心して暮らせる地域にするためには、地域の支えあいやボランティア活動など、小地域での福祉活動は欠かせません。

真庭市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的に、市内で高齢者や障がい者、子育て支援などの福祉活動を行い、「地域福祉活動団体助成」を希望する団体を募集します。

スケジュール



お問い合わせ・申請先

真庭市社会福祉協議会 本所・各支所

本所（久世）

〒719-3201 真庭市久世 2928
電話：0867-42-1005 FAX：0867-42-2263

北房支所

〒716-1433 真庭市下岱部 248
電話：0866-52-2900 FAX：0866-52-4255

落合支所

〒719-3143 真庭市下市瀬 558-1
電話：0867-52-1519 FAX：0867-52-0661

勝山支所

〒717-0013 真庭市勝山 68-2
電話：0867-44-5091 FAX：0867-44-2377

美甘支所

〒717-0105 真庭市美甘 4134
電話：0867-56-7008 FAX：0867-56-2033

湯原支所

〒717-0403 真庭市下湯原 47
電話：0867-62-7111 FAX：0867-62-3181

中和支所

〒717-0513 真庭市蒜山下和 1801
電話：0867-67-2757 FAX：0867-67-7229

八束支所

〒717-0503 真庭市蒜山富山根 154-1
電話：0867-66-7151 FAX：0867-66-7152

川上支所

〒717-0602 真庭市蒜山上福田 425
電話：0867-66-3920 FAX：0867-66-3080



社協の「きょうちゃん」

令和 8 年度 地域福祉活動団体助成 【募集要項】

助成対象団体

次の要件を全て満たす団体及び NPO 法人

- 真庭市内で福祉活動を行う団体
- 規約を有する団体
- 予算、決算、事業計画及び事業報告が明確であること
- 政治・宗教活動、営利を目的としない団体
- 原則、市から補助金や委託事業を受けていないこと



対象となる事業・経費

市内で行う次にあげる事業を行うために必要な
経費かつ本会の他の助成事業の対象でないもの

- 高齢者・障がい者の自立、社会参加を支援
する事業
- 子育て中の親などを支援する事業
- 要援護者を援助する事業

※助成事業の遂行状況等について調査を行うことがあります。

対象外の事業・経費

- 飲食、交際費及び人件費など助成事業の遂行上
直接必要としない経費
- 経理上余裕があると認められる団体が行う事業



助成事業 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）までの 1 年間

助成金額

1 団体 1 申請、25 万円を上限とする

募集期間・申請方法

- ①応募期間：令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 8 年 1 月 9 日（金）まで（当日消印有効）
- ②申請方法：地域福祉活動団体助成金交付申請書（様式第 1 号）に次の関係書類を添えて申請する
 - 事業計画書（様式第 1 号の 2）、事業予算書（様式第 1 号の 3）、活動計画書（様式第 1 号の 4）、
助成内容内訳書
 - 参考として提出する書類（令和 7 年度決算書及び事業報告書、会則、運営規程、会員名簿、
その他事業内容がわかる資料）

※申請書類は真庭市社協のホームページからダウンロードすることができます。

審査方法

- 申請書類による審査に加え、ヒアリング審査を行う
- ※必要に応じて申請内容についてお尋ねする場合があります。



この助成は、善意銀行を
財源にしています。